

F C S U R G E 規 約

第 1 章 総則

(名称)

第1条 本クラブは「FC SURGE」(以下、「クラブ」という。)と称する。

(実施種目)

第2条 クラブは、次の種目を実施する。

- ・サッカー

(目的)

第3条 クラブは、中学生が生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動等の活動に親しむことができる環境を整備する。

- 2 クラブの活動は、文部科学省の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」長野県の「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」および「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」に適合した活動したものとする。

(活動時間)

第4条 クラブの活動時間は、長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針に準じて、週当たり2日以上 of 休養日を設け、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振替、週末の活動が常態化しないよう配慮するものとする。

- 2 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は、3時間程度とする。なお、大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、参加者の負担とならないよう配慮するものとする。

(活動場所)

第5条 クラブの活動場所は、波田及び松本地区のグラウンドとする。

- ・波田中学校グラウンド
- ・扇子田広場
- ・波田中央グラウンド他

第 2 章 会員

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、クラブ加入申込書(様式①)をクラブに提出し承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会費は年会費(5千円)と月会費(3千円)とし、会員はクラブが定める会費の金額および納入方法に沿って支払うものとする。(保護者運営委員が携わる)

- 2 会費は入会日が属する月から退会日が属する月分支払うものとする。

- 3 大会の参加費および遠征費や備品等の購入について、会員から別途徴収することができるものとする。

(退会)

第8条 会員はクラブ退会届(様式②)をクラブに提出し、任意に退会することができる。

第3章 組織

波田総合型地域スポーツクラブを運営母体とし、下部組織として活動する

(役員)

第9条 クラブは、指導者と保護者が運営にあたる成人等の中から次の役員を選出する

- ・代表者 1名
- ・指導者 (監督・コーチ)
- ・連絡責任者(保護者及び指導者)
- ・会計 (保護者)
- ・運営委員 (保護者及び指導者)

(会議)

第10条 クラブは、次の会議を置くものとする。

- ・総会
- ・役員会

(総会)

第11条 通常、年1回総会を開催する。原則4月に行う

- ・総会はクラブ員全員の参加を原則とする
- ・活動報告及び会計報告
- ・活動計画及び予算案
- ・その他審議事項

(役員会)

第12条 役員会は代表者が招集し、議長は保護者代表とする。

- 2 役員会は臨時総会を開催するいとまのない場合において地域クラブの目的を達成するためやむを得ないと認められるときは、総会の権限に属する事項について審議し議決することができる。
- 3 役員会はクラブの活動を把握し、第2条の目的が達せられるよう支援する。

第4章 指導者

(指導者の責務)

第13条 クラブの指導者は、指導者及び一社会人として、円満な人格を形成し見識を高めるため、常に自己研鑽に努め、適切な指導を行わなければならない。

- 2 競技力向上だけでなく、他校や異年齢との交流の中で、会員同士や会員と指導者等との好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、豊かな人間性の育成にも寄与しなければならない。

(指導者の資格)

第14条 指導者はクラブにおいて定める資格要件を満たす必要がある。また、大会参加にあ

たっては、資格を必要とする場合においては、該当資格の取得を推奨するものとする。

(指導者・保護者研修)

第15条 クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者は、年間最低1回は市、県スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブが主催する指導者研修を受講し、暴力、暴言やハラスメント防止に対する知識・理解を高める。また、それぞれのスキルを高めるためにクラブ独自の研修会を企画・実施する。

第5章 会計

(会計)

第16条 クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 クラブは、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

第6章 事故の責任

(事故の責任)

第17条 会員はクラブの活動に際してはクラブ諸規程を遵守し、施設管理責任者及び指導者の指示に従い自己の責任において行動する。指導が適切に行われている場合は、傷害等の事故が起こってもクラブ及び指導者等に対し損害賠償を請求できないものとする。

(障害保険)

第18条 クラブの活動に携わる全員がスポーツ保険に加入する。

2 保険加入は事務局が一括して加入するものとし、保険料は、会費をもってそれに充てるものとする。

3 クラブ活動中の傷害については、傷害保険の対象範囲で対応するものとする。

4 保険未加入者の活動中の事故については、クラブは一切の責任を負わないものとする。

第7章 個人情報の管理

(個人情報の管理)

第19条 クラブは活動における個人情報を、適切に管理し、クラブの円滑な運営を目的としたものに使用することができる。

1 クラブの指導者、会員、保護者、その他クラブ関係者は、クラブの活動において知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせるなど、目的外に使用することの無いよう徹底しなければならない。また、個人情報の取扱いについても、個人情報の保護に関する法律、及び関係法令等を遵守し、適切に保護しなければならない。

第8章 クラブの解散

第20条 クラブは、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする事業の成功の不能

(3) 会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(その他)

第 21 条→この規約に定めない事項及び運営上必要な規則の変更および追加・細則は総会又は役員会の決議により定める。

(附則)

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

FC SURGE 運営方針

1 活動目標

サッカーを通じてスポーツを楽しむ向上心を持って個性の伸長を図り生涯を通しスポーツに親しむ態度を育てる。

2 目指す生徒像

サッカーを通して体力、運動能力や競技力の向上、健康の増進、豊かな心、仲間と共に向上して人間性を高める。

3 育てたい力

自主性や責任感、連帯感、公正さを尊ぶ態度、コミュニケーション能力
仲間を大切に協力する精神、思考力や判断力を育てる。選手、チームを目指す。

4 地域クラブ活動の活動内容

(1)指導方針

- ・サッカーを通し技術向上を目指すことはもちろんですが、仲間を大切にする、関わって下さる方への感謝の気持ちなどリスペクト精神も、技術と共に人として大きく成長できるよう、日々選手と向き合っていきます。
- ・個々のスキルアップ向上、チームプレーの出来る、話を聞ける、自ら判断できる選手に、生徒の人権を尊重し指導する。
- ・サッカー以外のスポーツ、ボランティア、食育活動等を行う。

(2)指導者

- ・ 大月憲良
- ・ 佐藤正樹
- ・ 土屋匡平
- ・ 菊池健太郎
- ・ 小林翔

(3)適切な休養日及び活動時間の設定

- ・ 平日 1 日休日 1 日の休日を設定、平日は部活動のため学校と密にする。
大会参加で土日活動した場合は他の日に休養日を設定する。
- ・ 活動時間は 2 時間程度とする。(大会等の時間は別で工夫する)

FC SURGE (波田FC)

活動計画

※中体連大会は中体連で日程が決められる。

※高円宮杯U-15のリーグ戦はサッカー協会の指示で日程が決まる。

※開催参加や主催者等は予定により調整し検討する。

※土日活動は2時間から3時間以内で練習を組み立てる。

※平日は部活動での練習になります。

4月	・新入会員入会 ・リーグ戦開始 ・交流運動会
5月	・菅会平FV ・菅平交流会
6月	・中体連中信大会 ・リーグ戦3部開始
7月	・中体連県大会
8月	・COPA松本交流 ・大町大会
9月	・松本市体育大会中体連
10月	・中体連新人戦
11月	・上高地ライオンズ旗大会(波田主催) ・チラベルトカップ
12月	・清水エスパルス杯
1月	・冬季交流会(波田主催)
2月	・冬季交流会(波田主催) ・複合種目交流会
3月	・3年生まくりだし会 ・AFC杯